

回覧

猫の飼い方マナー



猫は、犬と異なり自由に動き回れる環境で飼われることが多いですが、それゆえに周囲の迷惑となる場合がありますので、下記の事項を参考にして適切な飼い方に努めてください。

★ 室内で飼いましょう！

猫は、本来広範囲を動き回る動物ではありません。外には、交通事故や猫同士の喧嘩によるケガ、病気の感染などたくさんの危険が待ち受けています。また、地域住民に、ふん尿等で迷惑をかけ、不必要な繁殖など、トラブルになることもあります。猫は室内で飼育しましょう。

★ 名札をつけましょう！

首輪に飼い主の連絡先を表示し、迷い子にならないようにしましょう。

★ 避妊・去勢手術をしましょう！

不妊・去勢手術は、繁殖制限だけではなく、性ホルモンに起因する病気の予防などのメリットがあります。手術を受けることをおすすめします。

★ 最後まで責任をもって飼いましょう！

一生飼い続けるのは飼い主の責任です。最後まで愛情を持って飼いましょう。

野ら猫にエサを あげないでください。



猫にエサをあげたいという気持ちはとても大切な気持ちです。しかし、『猫が可愛いから』『空腹でかわいそうだから』という安易な気持ちで野ら猫にエサを与えることにより、不幸な猫を増やし続けてしまいます。また、増えた猫が近所の方に迷惑をかけることより、猫嫌いな人をつくってしまうことにつながるかもしれません。

野ら猫にエサをあげることによって起こることについて、責任をもつことができるのかどうか、よく考えてみてください。

皆さん全員にとって住みよいまちにするため、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先：三田市環境衛生課（電話：559-5064 ファクス：562-3555）

裏面もご覧ください

～ 犬・ねこの飼い主の皆さまへ ～

市には、ペットの鳴き声、ふん尿の放置、犬の鳴き声など飼い方に関する苦情が多く寄せられています。ペットの鳴き声やにおいなど、飼い主には日常であっても、周囲に対して迷惑になっていることがあります。周囲の人に迷惑をかけないように、もう一度ペットの飼い方を見つめ直し、みんなが気持ちよく暮らせるまちにしましょう。

犬の飼い方マナー



★ ふん尿の始末はきちんとしましょう！

一部の無責任な飼い主によって、犬の糞尿の放置に困っているなどの苦情が多く寄せられています。飼い犬のふん尿を適正に処理することは飼い主の義務です。ふん尿は悪臭や汚れが残らないように適正に処理をしてください。また、住宅密集地では自宅で排泄を済ませてから散歩に出かけるなど、周りに対する配慮も必要です。

★ 飼い犬事故届について！

飼い犬が咬傷など人に危害を加える事故を起こした時は、飼い主は兵庫県動物愛護センターへ「飼い犬事故届」を提出しなければいけません。飼い主は、飼い犬による事故を防ぐため、外に連れ出す時には、リードなどにより常に飼い犬をコントロールするように日頃から心掛けてください。

届出先：兵庫県動物愛護センター

電話 06-6432-4599 FAX 06-6434-2399

★ 犬の登録と狂犬病予防注射をしましょう！

狂犬病予防法により飼い犬の登録及び毎年1回は狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。登録及び予防注射を受けさせない場合は、20万円以下の罰金に処せられることがあります。

問い合わせ先：三田市環境衛生課（電話：559-5064 ファクス：562-3555）